

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和2年10月8日(木)午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14階ホール

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

欠席委員無し(上記24名出席)

午後3時00分 開会

事務局 定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 本日は皆様方大変お忙しい中に、農業委員会の総会に多くの方が出席をいただき、誠にありがとうございます。また、10月になりまして、農家にとっては収穫時期の真只中で、委員の皆さんにも大変忙しくされていることと思います。また、朝晩は涼しい日が多くなりましたが、日中はまだまだ暑い日が続きます。この時期は気温の差が大きくなりますので、委員の皆様方には体調を崩さないようにお付き合いいただきたいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議題になっております。総会の審議が進むように、うまく

審議等が進みますようよろしくお願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、17番の牧野正治委員と18番の西田廣行委員を、書記に、事務局の清水俊彦参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請から8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで8件でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、21件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をよろしくお願いいたします。

それでは、1番、よろしくお願いいたします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、1番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一同

異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
2番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

2番から3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、デコポンを栽培されている農家で、申請地には水稲、デコポンを作付される計画です。

3番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ニンニクを栽培されている農家で、申請地には水稲、ニンニクを作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、4番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

4番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されている農家で、申請地には水稲及び麦を作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲及びメロンを作付されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

6番は、いとこ従兄弟の子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及びトマトを作付されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、4番、5番、6番について地元委員が報告ございましたが、この件については何かご意見、その他ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きましては、7番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

7番と8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、営農型太陽光発電設備の設置に伴う使用貸借権の設定をされる申請です。これは、太陽光発電設備設置者と営農者が異なるときに、設置者は空中分を利用できることから、3条許可が必要とされるためです。

8番は、営農型太陽光発電設備パネル下部の耕作による使用貸借権設定の申請です。営農型太陽光発電設備の農地転用許可申請に関連して、現耕作者が体調不良のため、新しい耕作者の申請であり、耕作面積は、うち1, 115㎡であります。借人は水稲、施設園芸、葉野菜を作付されており、許可後はみょうがを作られる計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、7番から8番について地元委員より報告ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

1 1 番 網田稔委員

1 1 番委員、網田です。

9 番から 1 3 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

1 0 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は栗、タケノコ、柿を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

1 1 番と 1 2 番は関連で、耕作の便宜上交換するための所有権移転の申請です。1 1 番の譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。1 2 番の譲受人は水稻、露地野菜を育てており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

1 3 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻、露地野菜を作付される計画です。

以上 5 件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、9 番から 1 3 番について地元委員より報告ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、1 4 番。

1 6 番 堀恭子委員

1 6 番委員、堀です。

1 4 番について、地区委員会での協議状況について報告いたします。

1 4 番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借受人は自営業の傍ら、水稻、スイカを作付される兼業農家で、許可後は水稻を作付される予定です。

以上 1 件、先の地区委員会において協議し、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、14番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

15番から21番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番、16番は関連です。新規就農のための賃借権設定の申請であります。譲受人は健康食品の製造、販売及び化粧品、医薬品の製造等を営む法人で、許可後は晩白柚を作付される予定であります。先日の地区委員会においでいただき、営農計画等をお伺いしましたが、何ら問題はありませんでした。

17番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、葱を生産する兼業農家で、許可後も水稻、葱を作付される予定であります。

18番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、じゃがいも、大根等を生産する専業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

19番は、平成22年に割賦売買契約を結ばれた申請地の土地の代金支払いの完了により、このたび、所有権移転の申請をされたものであります。申請地は契約当時、農地法第3条の許可を受けて使用収益権を設定され、これまで水稻及びスイカ、キュウリを作付してこられました。許可後におきましても、これまでと同様の作付を予定されております。

20番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、飼料作物を生産する兼業農家で、許可後は飼料作物を作付される予定であります。

21番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を生産する兼業農家で、許可後も水稻を作付される予定であります。

以上7件につきまして、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協

議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、15番から21番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご質問等ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願でございます。耕作目的、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番について、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

熊本地方裁判所において競売に付される、東区画図町大字所島の農地の入札参加に必要な競売買受適格証明願です。入札期間は、令和2年10月13日から令和2年10月20日までとなっております。願出人に、先日の地区委員会へご出席をいただき、聞き取り調査を行いました。願出人は現在、水稻、露地野菜を生産される専業農家で、取得後は水稻、露地野菜を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において、農地法第3条の規定に照らし検討した結果、同条第2項の各号のいずれにも該当しておらず、競売買受適格者として証明することに何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして、何かご意見、質問等ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり適格者であることを決定いたします。なお、願出人が最高価買受申出人となられました場合は、農業委員会農地法第3条の許可申請書を提出されますが、その内容が競売買受

適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可書を交付してよろしいか、お諮りいたします。

ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、そのようにいたします。

続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、9件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、営農型太陽光発電設備の一時転用許可の更新の申請です。期間は、許可日から3年間となっています。農地区分は、農用地区域内の農地で仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するものであることから、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、事業面積2,886㎡に太陽光パネル1,008枚、パネルの高さ1.8mから2.4m、出力257.04kwで、遮光率88.9%、支柱等の転用面積は、支柱258本とキュービクル受電装置1台等で13,213.8㎡です。太陽光発電設備の下部面積は1,816㎡で、パネル下部において榊、牧草を栽培されております。直近の営農型設備の下部における農作物の状況報告によると、榊においては、地域の平均的な反収10a当たり10kgに対し、反収14.2kg、牧草においては、地域の平均的な反収10a当たり4,040kgに対し、反収4,500kgと、どちらも80%を優に超えております。下部農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込書、作付計画予定図、営農見込みの根拠、栽培基準等、地権を有する者として熊本市農業協同組合営農部より意見書も添付されております。また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと思われま。営農型太陽光発電設備撤去の確約書も添付されております。

以上1件、先日の地区委員会で検討したところ、今後も安定した収穫が可能と考えられ、更新は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、

よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見、質問等ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、1番については、営農型太陽光発電設備の転用ですので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。
　　続きまして、2番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、敷地拡張のための転用許可申請です。申請地は、中山間地の広がりのない小団地の農地のため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、現在、居住している敷地に駐車スペースがなく、家族所有の普通車2台分の拡張で、妥当な面積だと思われます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただし、許可を得ないで、住宅の一部として利用していたことに対し、始末書の提出がされております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可の基準を満たしていることとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見、質問等ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、3番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、昭和62年に開発の許可を得て個人住宅を建築されていましたが、その一部が申請地に入り込んでいることが判明し、再度、開発の許可を得ることが必要になったため、他地目含む総事業面積330.89㎡のうち、転用面積55㎡が今回の申請となり、転用面積としては適正なものと判断されます。給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地はすでに宅地として利用されており、農地法を十分理解をしておらず、今後、このようなことが無いようにする旨の顛末書が提出されております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、3番について地元より報告がございました。この件については何かご質問等ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

4番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番から6番は関連で、貸資材置場への転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、総転用面積2,163㎡に、賃借予定の土木建設業を営む法人

が現在使用中の資材置場が手狭になり、その代替地として利便性を図るために申請地を選定したものであり、申請地をコンクリート製品、足場機材、パネル、砂利などの貸資材置場として使用したいとのことで、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、前日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、4番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご質問等ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

7番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

7番は、敷地拡張の転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、既存施設の2分の1を越えない宅地拡張に該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。事業計画は、既存面積331㎡の拡張であり、既に宅地の一部として使用しており、妥当な面積と判断されます。なお、無断で転用していたことに対し、深く反省している旨の始末書の提出がなされております。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご質問等ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、8番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

8番、9番につきまして、地区委員会での協議状況について、ご報告いたします。

8番は、運送業を営む個人による資材置場及び駐車場への転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の区域内にある生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされております。土地利用計画は、農業用資材置場及びトラクター1台分を含む車両4台分の駐車場として利用するもので、転用面積としては妥当な面積と判断いたします。造成費用等、必要な資金については、添付の残高証明書により確認しております。なお、周囲には農地がなく、また、工事は整地、砂利敷き程度であり、土砂の流出や崩壊もないものと思われま。工期は、許可日から令和2年11月15日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

9番は、建設業を営む個人からの貸資材置場への転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。現地は以前から資材置場として使用されてお。申請人が農地法に全く無知であったことから、許可を得ず資材置場として利用してきたことに対し、深く反省している旨の始末書が添付されております。現状、資材は置かれていませんが、許可後は近隣の建設業者へ貸し付ける予定です。土地利用計画は、山砂、碎石の資材置場及び資材積み込みのための作業スペースとして利用される計画ということで、転用面積は妥当な面積と判断いたします。なお、申請地の周辺に農地はなく、転用による営農条件への支障はないものと思われま。

以上2件、さきの地区委員会において、立地基準の面、一般基準の面から検討した結果、いずれも許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願。いいたします。

議 長 ただいま、8番から9番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご質問等ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、30件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、スポーツクラブの運営事業等を営む法人が賃借権を設定し、駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内で、インターチェンジから300m以内にある第3種農地と判断しました。土地利用計画は、隣接するサッカーグラウンド利用者用駐車場52台分として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断しました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障が生じるおそれがないものと判断されます。工期は、令和2年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着工されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見、質問等ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、2番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

2番から5番について、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、製材機械の販売等を営む法人が賃借権を設定し、駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える第3種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接事業所の従業員用駐車場32台分として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和2年11月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

3番は、自動車整備等を営む法人が所有権移転し、自動車整備工場へ転用する申請です。農地区分は、市街化が見込まれる区域内で、市街地に近接する10ha未満の規模の農地の区域内にある第2種農地と判断されます。代替検討表が添付されており、土地利用計画は、自動車整備工場1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

4番は、不動産の売買管理等を営む法人が所有権移転し、貸駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街化が見込まれる区域内で、市街地に近接する10ha未満の規模の農地の区域内にある第2種農地と判断されます。代替性検討表が添付されております。土地利用計画は、貸駐車場18台分として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

5番は、所有権移転し、貸駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街化が見込まれる区域内で市街地に近接する10ha未満の規模の農地の区域内にある第2種農地と判断されます。代替性検討もされております。土地利用計画は、周辺事業所や近隣住民ヘトラック4台分、普通車12台分の貸駐車場として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年2月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、2番から5番までについて地元委員より報告がございましたが、この件についてご質問等ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

6番から12番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

6番から11番は関連で、高等学校後援会が賃借権設定によるグラウンドへの転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、総転用面積9,460㎡に野球及びサッカーの練習場、駐輪場として使用するグラウンドの計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年3月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

12番は、所有権移転による農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積497㎡に農家住宅木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年5月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上7件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいた

します。

議 長 　　ただいま、6番から12番までについて地元委員より報告がございましたが、この件について何か質問等ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
また、6番から11番までについては、転用面積が3,000㎡を越えますので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。

　　続きまして、13番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。申請地には、中山間の広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断され、代替地について検討されております。土地利用計画は、転用面積537㎡に個人住宅木造平屋建て1棟及び普通車両駐車場4台分の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年5月30日までの予定をされており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見、質問等ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、14番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

14番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない、生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積499㎡に個人住宅、木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和3年10月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

15番は、親子間での使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積311㎡に個人住宅木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は、既に一部駐車場として利用されており、今後、このようなことが無いようにする旨の始末書が提出されております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和3年10月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

16番は、不動産業を営む法人が、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない、生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地付近で建売分譲計画の需用が増えたこともあり、申請地を拠点とし、継続的に建売地見学へのお客様用及び社用車用駐車場として、普通車5台分の転用面積171㎡の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和2年12月20日までを予定しており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上3件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基

準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、14番から16番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見、質問等ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、コンビニエンスストアを経営する法人が賃貸借権設定によるコインランドリー建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積440.63㎡、転用面積428.00㎡に木造平屋建てコインランドリー1棟、普通車7台分の駐車スペースの整備計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事計画は、令和3年10月18日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、17番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見、質問等ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、18番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

18番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、営農型太陽光発電設備の一時転用機関満了に伴う更新のための許可申請です。一時転用の期間は許可日から2年です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地です。原則不許可ですが、仮設工作物の設置などの一時転用に該当するため、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、事業面積1,115㎡に最低地上高2.2mの支柱を立て、太陽光パネル276枚を設置し、発電量48.0kwの発電設備を設置されており、支柱部分などの転用面積は0.325㎡、パネル下部の農地面積548㎡、遮光率81.36%、太陽光パネルの下部においてミョウガを栽培されております。今回の更新申請に当たって、現耕作者が体調不良のために新しく認定農業者が耕作される計画です。新耕作者は、他の地区でもミョウガを耕作されており、十分な収穫ができる旨の営農計画書が提出されております。また、九州電力からの工事費負担の請求書の写しなど関係資料の添付や知権を有する者の意見書の添付がなされておりますが、地区委員会において、現地は水はけが悪く、土壌改良の必要性があり、今後の営農状況を見守ることとして、一時転用期間は2年が妥当と判断しております。また、既定量の収穫、出荷の確保に努力されるよう要請したところです。今後も地区委員会の定期的な現地調査を行っていく必要があるものと協議しました。

19番は、一般貨物自動車運送事業及び軽自動車運送事業を営む法人が農地を所有権移転し、物流センターへ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積5,713㎡に管理事務所、倉庫、大型トラック9台、4トントラック7台、2トントラック15台分のトラックターミナルを整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、都市計画法第29条第1項第3号及び同施行令第21条第1項第6号の特別積み合わせ貨物運送事業の用に供する施設に該当し、例外規定に伴い開発許可が不要のため、開発指導課へ開発行為等審査申出書の提出がなされております。

なお、里道及び水路の付け替え、水路の払下げについては、土木センターからの事前審査についての書面の添付がっております。工事期間は、令和3年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

20番は、個人が使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置する者に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、446㎡に木造2階建て住宅1棟を整備される計画です。妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのこと。工事計画は、令和3年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、18番から20番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見、質問等ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、18番については、営農型太陽光発電設備への転用ですので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

次に、21番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

21番から23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、不動産売買により建築工事業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がり

のない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て6棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事期間は、令和3年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

22番は、保育所を営む社会福祉法人が所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は、原則不許可ですが、「土地収用法、その他の法律により、土地を所有しまたは使用することができる事業」に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、公益性が高い保育園事業であり、土地利用計画は、転用面積724㎡に送迎用駐車場10台、職員用駐車場8台を整備される計画で、妥当な面積と思われます。代替地についても検討されております。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。また、国からの社会福祉法人設立認可書、熊本県からの保育園認可証、今回の土地の購入に当たり、熊本市保育幼稚園課からの出資を認める承認通知書の提出もあっております。工事期間は、令和3年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

23番は、所有権移転による敷地拡張の転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、既存面積264.47㎡の敷地拡張であり、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。工事期間は、令和2年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

- 議 長 ただいま、21番から23番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、24番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

24番について、地区委員会での協議状況について報告いたします。

24番は、個人による駐車場及び貸駐車場への転用で、所有権移転の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、経営する美容室の来客用駐車場3台及び隣接する障害者グループホームへの貸駐車場13台分として利用するもので、転用面積としては妥当なものと判断いたします。土地取得費、工事費等、必要な資金については書類添付により確認しております。また、工事に伴う土砂の流出や崩壊、転用後における周辺農地への被害も発生しないものと思われま。工期は、令和2年11月1日から令和2年11月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先さきの地区委員会におきまして、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしており、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、24番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、25番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

25番から30番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

25番は、建築工事業などを営む法人からの建売住宅建築のための所有権移転の申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道に位置し、かつ周囲500m以内に教育施設と医療施設があることから第3種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地604㎡に木造2階建て、建

築面積44.71㎡の建売住宅2棟を建築するものであり、転用面積としては妥当と判断いたします。また、土地取得費、建築費などの資金については、残高証明書により確認しており、その他必要書類も添付されております。工事計画は、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの予定で、許可後は、計画に基づき速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、開発行為の事前審査回答済みです。

26番、27番は関連です。不動産業を営む法人からの建て売り住宅建築のための所有権移転の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地4,984㎡に木造平屋建て住宅17棟を建築するほか、開発道路、公園なども整備する計画であり、転用面積としては妥当なものとして判断いたします。また、土地取得費、建築費などの資金については、残高証明書により確認しており、その他必要書類も添付されております。工事計画は、令和2年11月1日から令和5年10月31日までの予定で、許可後は、計画に基づき速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですか、開発行為の事前審査回答済みです。

28番は、個人による太陽光発電設備への転用のための所有権移転の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地646㎡に太陽光発電パネル88枚、発電容量38.72kwを設置する計画で、転用面積としては妥当と判断いたします。事業計画書、資金証明書、経済産業省の認定書、九電の負担金のお知らせなどの添付書類もそろっております。工事計画は、令和2年10月15日から令和3年7月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

29番につきましても、個人による太陽光発電設備への転用のための所有権移転する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地2,899㎡に太陽光発電パネル312枚、発電容量107.64kwを設置する計画で、転用面積としては妥当と判断いたします。事業計画書、資金証明書、経済産業省の認定書、九電の負担金のお知らせなどの添付書類もそろっております。工事計画は、令和2年10月15日から令和3年7月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

30番は、農業用倉庫及び農業用資材置場への転用のための所有権移転の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、建築面積115.2㎡の農業用倉庫1棟のほか、農業用資材置場としての利用される計画で、転用面積としては妥当と判断いたします。事業計画書、資金証明書、排水同意書などの必要書類も添付されております。工事計画は、令和2年11月20日から令和3年1月20日までで、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上6件、先さきの地区委員会において現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、周辺農地の営農条件に悪影響を及ぼすおそれもなく、いずれも転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、25番から30番につきまして地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することを決定いたします。
　　なお、26番と27番については、転用面積が3,000㎡を越えますので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。

　　続きまして、第5号議案、第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第5号議案、第6号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。
　　まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（7号）についてご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細20ページの1番から24ページの15番までの合計15件で、1番から8番までの8件が公社からの売渡し、9番から15番までの7件が公社による買取りです。面積は15件合わせまして、田2万6,713㎡、畑4,333㎡の合計3万1,046㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細24ページの16番から41ページの72番までの合計57件で、契約期間別では、6年未満が36件、10年以上が21件で、面積は57件合わせまして、田12万5,

986㎡、畑6万9,870㎡の合計19万5,856㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物、季節野菜、露地野菜、果樹、花卉です。

次に、再設定分です。明細42ページ73番から54ページの99番までの合計27件で、契約期間別では、6年未満が12件、10年以上が15件で、面積は27件合わせまして、田15万891.84㎡、畑8,019㎡の合計15万8,910.84㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権。利用内容は、水稲、麦、大豆、季節野菜、露地野菜、飼料作物です。

続きまして、第6号議案です。

55ページの表をご覧ください。こちらは、農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細56ページの1番から77ページの49番までで、契約期間別では、6年未満が27件、10年以上が22件で、面積は49件合わせまして、田10万7,469㎡、畑7万1,045㎡の合計17万8,514㎡です。権利の種類は、賃借権、賃借権期間借地及び使用貸借権。利用内容は、水稲、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることとございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。続きまして、第7号議案、非農地証明願、1件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請地は、以前より宅地として利用していましたが、所有している土地を確認していたところ、農地であることが判明しました。申請地の固定資産証明書により、昭和3年には小屋が、昭和25年には住宅が建築されたことが証明されており、また、地元住民1人からの証明もあることから、申請地は昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地と判断しました。

以上1件、先日の地区委員会での協議検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご質問等ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、1件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

1番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

願出人は稲作農家で、対象農地7筆につきまして、地元委員による現地調査時において、水稻が栽培されており、引き続き農地として適正に管理、耕作が行われていることを確認いたしました。

以上1件、先日の地区委員会での検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件につ

いて何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
次に、第5の報告事項でございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
1番から9番までの合計190件となっております。件数のみ報告します。
以上です。

議 長 次、その他でございますが、本日は何もございません。
それでは、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございます。
以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時10分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和2年10月8日

議 長 森 日出輝

署名委員 牧野 正治

署名委員 西田 廣行

書 記 清水 俊彦